



いばらき県議会だより

2004年 No.148

発行 茨城県議会 編集 県議会情報委員会 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 ☎029(301)5646 (年4回発行)

11月1日がいばらき教育の日になりました

近年、家庭や地域社会における教育力が低下してきている中で、児童生徒の学力低下、子どもたちの規範意識や公共心の欠如など様々な教育問題が発生していることから、社会全体で教育の重要性を再認識することが強く求められています。県民の皆さんが教育について思いを共有し、関心と理解を深めながら、県民が一体となって教育の充実と発展に取り組めるよう、11月1日が「いばらき教育の日」として制定されました。



いばらき教育の日を定める条例

- (目的)
 - 第1条 県民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図ることにより、豊かな心と確かな学力を備えた明日の茨城を担う子どもたちを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会の形成に主体的に参画する人づくりを進めるため、いばらき教育の日を設ける。
 - (いばらき教育の日)
 - 第2条 いばらき教育の日は11月1日とする。
 - (いばらき教育月間)
 - 第3条 いばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、毎年11月をいばらき教育月間とする。
 - (県の取組)
 - 第4条 県は、広くいばらき教育の日の趣旨を県民に普及させ、県民による教育に関する主体的な取組を促進するなど、いばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。
 - (市町村に対する支援)
 - 第5条 県は、市町村が行ういばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組について、市町村に対し、必要な助言及び協力を行うものとする。
 - (県民の取組)
 - 第6条 県民は前2条の取組に積極的に参加するとともに、自らいばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。
- 付 則 この条例は、公布の日から施行する。

一般質問 調査特別委

学校における道徳教育などを質問 市町村合併後の課題などを質疑

第二回定例会

平成一六年第二回定例会は、六月一日から一日までの一日間の会期で開かれました。

この定例会には、知事から、いばらき教育の日を定める条例や市町村の廃置分合など、また、議員から、原子力二法人統合後の本社に関する意見書などの議案が提出されました。

一般質問では、ブルーリズムの積極的な推進、県域デジタルテレビ開局を契機とした効果的な情報発信策、「茨城県スポーツ振興基本計画」の策定に向けた取組、乳幼児医療費の無料化、石岡有料道路の早期無料化、学校における道徳教育の推進などについて質問がありました。(二～三面に掲載)

常任委員会では、付託議案及び日立電鉄線の存廃問題、ディーゼル発電機による汚染対策、障害者入所施設の整備状況と今後の整備計画、新品種米や新技術を県内に普及・定着させる方策、事業の優先順位を決定する考え方、「いばらき教育の日」に関する取組などについて議論が行われました。(四～五面に掲載)

市町村合併に伴う新生活圏づくり調査特別委員会では、付託案件及び市町村合併協議の動向、合併後の課題と今後の対応などについて質疑が行われました。(八面に掲載)

今回の定例会では、条例、意見書、請願など二四議案が可決、承認、採択されました。